

平成19年税制改正について

平成18年11月号から、税源移譲による税額の変更についておしらせしてきましたが、5月号及び6月号では、より具体的な税額の変更についておしらせします。

【例1 給与所得者】給与収入500万円・配偶者あり、子ども2人(うち1人は特定扶養)の場合

	税源移譲前		税源移譲後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
給与収入	5,000,000			
所得①	3,460,000			
社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000
配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000
一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
控除額計②	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
控除額の差	330,000		330,000	
課税所得③ ((①-②))	1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000
税率④	5%	10%	10%	5%
税額⑤ ((③×④))	76,000	119,000	152,000	59,500
調整控除⑥			16,500	
住民税+所得税	195,000		195,000	

【例2 年金所得者】年金収入300万円(65歳以上)・配偶者あり(70歳未満)の場合

	税源移譲前		税源移譲後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
給与収入	3,000,000			
所得①	1,800,000			
社会保険料控除	159,900	159,900	159,900	159,900
配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
控除額計②	819,900	919,900	819,900	919,900
控除額の差	100,000		100,000	
課税所得③ ((①-②))	980,000	880,000	980,000	880,000
税率④	5%	10%	10%	5%
税額⑤ ((③×④))	49,000	88,000	98,000	44,000
調整控除⑥			5,000	
住民税+所得税	137,000		137,000	

定率減税の廃止、個人県民税の超過課税等による税額の変更はあります。

調整控除⑥は、課税所得③200万円以下の場合、控除額の差と課税所得の小さい金額の5%となります。この調整控除の額は、税額⑤から差し引きます。

【問合せ】税務課内線261～263